

三重県の海岸保全基本計画

熊野灘沿岸 海岸保全基本計画

概要版



賢島港海岸



三重県

1. 海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画とは、平成11年海岸法の改正に伴い、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」の継承を基本理念とする国の定めた「海岸保全基本指針」に基づいて都道府県が作成する計画で、地域の意見等を反映して作成するものです。

海岸法改正においては、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて、「海岸環境の保全」及び「公衆の海岸の利用の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められています。

三重県では、伊勢湾及び熊野灘沿岸を対象に海岸保全基本計画を策定しています。

【海岸保全基本計画策定の経緯】

昭和31年(1956年) 海岸法の制定



津波・高潮、波浪等の海岸災害からの防護
のための海岸保全の実施

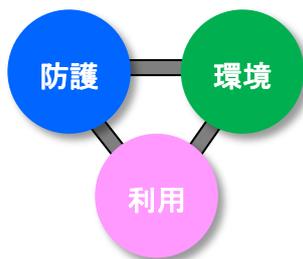


昭和28年台風13号



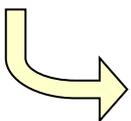
環境問題の深刻化
余暇需要の増大による海岸利用の多様化

平成11年(1999年) 海岸法の一部改正



- ・防護・環境・利用の調和の取れた総合的な海岸管理制度の創設
- ・地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- ・海岸法の対象となる海岸の拡張(一般公共海岸区域の創設)
- ・国の直轄管理制度の導入

- ・国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするため、「海岸保全基本方針」を定める
- ・都道府県知事が計画的、整合がとれた海岸の保全を行うため、「海岸保全基本計画」を定める



平成15年3月 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画策定 (愛知県・三重県)
平成15年7月 熊野灘沿岸海岸保全基本計画策定 (三重県・和歌山県)

【計画の対象範囲】

熊野灘沿岸海岸保全基本計画

対象範囲 三重県伊勢市二見町神前岬
～和歌山県串本町潮岬

沿岸市町（三重県区間5市5町）

伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、
紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町



2. 基本計画改訂の背景

平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という2つの外力レベルの考え方が国から提示されました。また、平成 26 年 6 月には海岸法が一部改正され、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされました。これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととします。

今後発生が想定される南海トラフ地震等の災害による大規模な津波、高潮等に備えるため、海岸の防災・減災対策の強化が必要



高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への早急な対応が必要



平成 26 年(2014 年) 海岸法の一部改正

海岸の防災・減災対策の強化

- ・海岸管理における防災・減災対策の推進
- ・水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立



海岸の適切な維持管理の確保

- ・海岸保全施設の適切な維持管理
- ・地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実



・平成 27 年 2 月 国が「海岸保全基本方針」を改正

平成 27 年度 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 見直し
平成 27 年度 熊野灘沿岸海岸保全基本計画 見直し

3. 変更の概要

今回の計画変更では、平成27年2月に改正された「海岸保全基本方針」に基づき、「海岸保全に関する基本的な事項」に防災減災対策の強化、海岸保全の適切な維持管理について追記します。また、「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」に、津波対策を追記するとともに、海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項を追記します。

(1) 海岸の防災・減災対策の強化

①海岸管理における防災・減災対策の推進

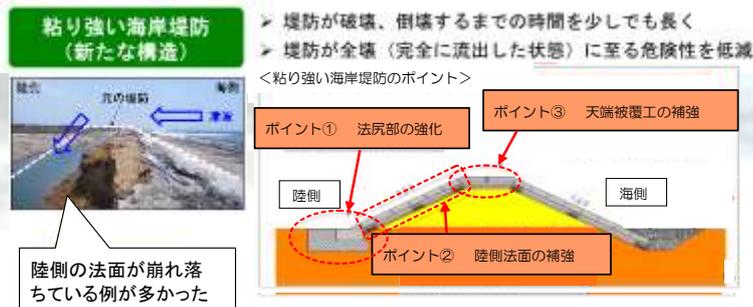
防護の目標として2つのレベルの考え方を明記

施設整備目標 海岸保全施設の整備を行う上での目標

危機管理対策目標 少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

②水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立のため、操作に従事する者の安全確保を最優先とした管理運用体制の明記、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化等を行うことの明記

構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～



(2) 海岸の適切な維持管理の確保

①海岸保全施設の適切な維持管理のため、「長寿命化計画」及び維持又は修繕に関する基本的な事項の追記

②地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実のため、海岸の管理に協力する法人又は団体(NPO等)を指定



(3) その他

①外来生物対策

近年、顕在化してきた課題のひとつである外来生物対策について、取組みに位置付け

②漂着ごみ・漂着流木対策

漂着ごみ、漂着流木に対する対策について、取組みに位置付け



4. 海岸保全の基本方針

海岸の保全に関する基本理念

海岸は、国土狭い我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。



5. 海岸保全基本計画（熊野灘沿岸）

防護面

(1)高潮・高波に対する防護目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

最も沿岸に被害を与えた伊勢湾台風・昭和 28 年 13 号台風規模を基本に、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえた高潮に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

（危機管理対策目標）

想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(2)侵食に対する防護目標

現状の汀線を維持すること、侵食の状況や環境、利用の状況から目的に応じて回復することを目標とする。

(3)地震・津波に対する防護目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル 1(L1)津波）に対し、住民等の生命を守ることを最優先に、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

（危機管理対策目標）

発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル 2(L2)津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

目標を達成するための施策

自然地形を活用した高潮・高波対策

- ・砂浜等の自然地形を活用した防護機能を確保等

関係機関と連携した広域的な総合土砂管理

- ・人工リーフ、離岸堤、養浜等の整備等

地震・津波被害軽減のための機能強化と耐震安定性の確保

- ・耐震対策、粘り強い構造等

地域防災体制の充実、関係機関との連携

- ・避難路の確保、ハザードマップの整備等

海岸保全施設の適切な維持管理・運用体制の構築

- ・日常的な点検、維持補修、改良・更新、水門・陸閘等の安全な運用体制の構築等

5. 海岸保全基本計画（熊野灘沿岸）

環境面

海岸環境の整備及び保全の目標

海岸環境と沿岸住民の生活が共存し、熊野灘沿岸の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくことを目標とする。

目標を達成するための施策

海岸の自然地形、自然景観の保全と復元

人工リーフや養浜等による自然地形の保全・復元

海岸の生態系の保護・保全

砂浜、藻場等の保全、車両乗り入れ規制等

地域との連携による海岸環境の保全

海岸清掃活動の推進、漂着ごみ・流木対策等

地域との連携した環境学習の実施

環境情報の蓄積、共有化、提供等

利用面

適正な利用の目標

海岸の利用状況、利用者のニーズに対応し、海岸が有効かつ適正に利用されることを目標とする。

目標を達成するための施策

歴史・文化遺産の保護と保全

文化遺産の保護、施設による保全等

海岸へのアクセス施設の整備

階段やスロープの設置等

地域と連携した海岸利用の促進

利便施設の整備、利用のルールづくり等

5. 海岸保全基本計画（熊野灘沿岸）

【沿岸域のゾーン区分】

- ① 志摩半島の複雑に入り組んだリアス式海岸となっている区間
- ② 南伊勢町～熊野市北部（鬼ヶ城）と新宮市南部～潮岬のリアス式海岸となっている区間
- ③ 七里御浜・王子ヶ浜の熊野川からの流出土砂によって形成された長大な砂礫海岸の区間

